

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則第40条第2項の規定に基づき、職員の兼業に関する許可の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 営利企業 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。
- (2) 兼業 職員が、報酬の有無にかかわらず、継続的又は定期的に営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体又は営利を目的としない団体の役員、顧問、評議員又は事業に関する職を兼ね若しくは自ら営利企業を営むこと。
- (3) 役員等 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の取締役、業務を執行する無限責任社員、理事、支配人その他これらに準ずる者(発起人及び清算人を含む。)(以下「役員」という。)、顧問及び評議員をいう。

(許可基準)

第3条 国立大学法人愛媛大学(以下「本学」という。)は、運営費交付金、施設整備費補助金等において国の財政措置を受け、公共性の高い教育・研究並びに診療業務を行うものであり、職員は本学の業務に専念し、これに精励する義務を負う。

2 職員の兼業は、公共性、公正性、信頼性及び社会貢献性が担保されるとともに、職員としての業務遂行に支障をきたさない範囲において許可するものとする。

(許可申請)

第4条 職員が兼業を行おうとする場合は、事前に学長に申し出て、許可を得なければならない。

2 兼業に関する申請手続等については、別に定める愛媛大学職員の兼業の許可申請手続等に関する細則による。

(許可権限の委任)

第5条 第4条第1項の規定にかかわらず、各部局等の長以外の職員が、国、他の国立大学法人又は独立行政法人からの依頼に基づき公的な業務に従事する兼業並びに第9条第1項第1号、第2号及び第11号に規定する兼業以外の兼業に従事する場合、学長は、許可権限を各部局等の長に委任することができる。

(許可等の決定)

第6条 学長又は委任を受けた部局等の長は、申請のあった兼業について審査し、許可又は不許可(以下「許可等」という。)について決定する。

2 許可することができる兼業の期間は、1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある兼業については、4年を限度として許可することができる。

3 学長又は委任を受けた部局等の長は、申請のあった兼業の審査に当たり、職員が行うものとして適切であるかどうかの判断に疑義がある場合は、営利企業の事業等に関する兼業審査委員会(以下「兼業審査委員会」という。)に審査を付託し、その意見を参考に許可等の決定をするものとする。

4 兼業審査委員会の組織及び審査方法等については、別に定める営利企業の事業等に関する兼業審査委員会細則による。

(許可の取り消し)

第7条 兼業の許可を得た職員が、国立大学法人愛媛大学職員給与規程第7条第2項第8号に規定する指定職員俸給表の適用職員又は同規程第17条に規定する管理職手当の支給該当職員となった場合は、当該兼業の許可を取り消す。なお、引き続き当該兼業に従事しようとする場合は、改めて兼業の許可を得なければならない。

2 許可を得ている兼業が、次条各号の一に該当することとなった場合は、当該兼業の許可を取り消す。

(不許可とする兼業)

第8条 次の各号の一に該当する兼業は、原則として許可しない。

- (1) 兼業のため労働時間をさくことにより、業務の遂行に支障が生じると認められる場合
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、業務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合
- (3) 兼業先との間に工事の請負、物品の購入等に関して特別な利害関係があると認められる場合
- (4) 兼業が社会貢献度に乏しく、特定企業等の利益にのみ寄与すると認められる場合
- (5) 兼業先の事業の経営上の責任者となる場合
- (6) 営利企業の事業に関する場合(次条各号に掲げるものを除く。)
- (7) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長(医療、療養機関の長を含む。)を兼ねる場合
- (8) 学校法人及び放送大学学園の理事長、理事、監事及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の理事長、理事、監事及び学校(園)長を兼ねる場合
- (9) 公益法人及び法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)の会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員を兼ねる場合(第10条各号に掲げるものを除く。)
- (10) 部局長等が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (11) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
- (12) 国、地方公共団体、他の国立大学法人又はその他の団体の常勤の職を兼ねる場合
- (13) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (14) 公立、私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (15) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に付置された機関又は施設の長を兼ねる場合
- (16) 兼業が本学の信用を傷つけ、本学に不利益をもたらす、又は職員全体の名誉を汚す恐れがあると認められる場合

(営利企業における兼業)

第9条 前条第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる営利企業における兼業は許可することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員及び研究成果活用企業の役員との兼業で、別に定める愛媛大学教員の技術移転事業者の役員及び研究成果活用企業の役員との兼業に関する細則の規定に基づく兼業
- (2) 株式会社等の監査役との兼業で、別に定める愛媛大学教員の株式会社等の監査役との兼業に関する細則

の規定に基づく兼業

- (3) 公的な要素が強く、業務内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与しない業務に従事する兼業
- (4) 公益性が強く、法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている業務に従事する兼業
- (5) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で、従業員教育又は社会教育の一環と考えられる業務に従事する兼業
- (6) 本学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導の業務に従事する兼業
- (7) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する兼業
- (8) 技術移転事業者（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第2条第1項にいう特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項にいう認定事業者をいう。以下同じ。）が行う他の企業に対する技術指導に従事する兼業
- (9) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する兼業
- (10) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う兼業
- (11) 自ら営利事業を営む兼業で、別に定める愛媛大学職員が自ら営利事業を営む兼業に関する細則の規定に基づく兼業

（法人等の兼業）

第10条 第8条第9号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人等の役員等を兼ねる場合は、許可することができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等
- (3) 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
- (4) 育英奨学に関する法人等
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

（職務専念義務の免除）

第11条 次の各号に掲げる兼業に従事する場合で、許可を受けた教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）から申請があった場合は、正規の労働時間の一部をさいて兼業に従事させることができるものとする。

- (1) 技術移転事業者の役員等との兼業
- (2) 研究成果活用企業の役員等との兼業
- (3) 本学が管理する特許の実施のための契約に基づく技術指導等の兼業
- (4) 営利企業における研究開発に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する兼業
- (5) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する兼業
- (6) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する兼業

2 兼業のために正規の労働時間の一部をさくこととなる場合は、そのさかれた労働時間について、給与を減額するものとする。

3 労働時間の一部をさいて兼業に従事する場合の取扱いについては、別に定める愛媛大学教員の労働時間内兼業に関する細則による。

（休職による兼業）

第12条 教員が研究成果活用企業の役員等の兼業に従事する場合で、次に掲げる各号のいずれにも該当し、かつ、主として当該役員等への業務に従事する必要がある、本学の業務に従事することができないと認められる場合は、本人からの申請に基づき休職して兼業に従事させることができるものとする。

- (1) 兼業先の事業において活用される研究成果を、当該教員が自ら創出していること。
- (2) 教員が就こうとする役員等としての業務の内容が、主として研究成果を活用する事業に関係するものであること。
- (3) 業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

（許可申請を要しない兼業）

第13条 兼業先から、学長又は部局等の長に文書により依頼があった兼業で、第8条の各号に該当せず、かつ、次の各号の一に該当する兼業に従事する場合は、許可の申請を要しない。ただし、国又は地方公共団体の委員会の委員等で、任期の定めのある兼業に従事する場合を除くものとし、日数の算定に当たっては、従事する日に間隔がある場合においても、当該期間内にあらかじめ従事する日が定まっておき当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日の全てを合算するものとする。

- (1) 1日限りの兼業に従事する場合
- (2) 2日以上6日以内の兼業に従事する場合で、当該兼業の総従事時間数が10時間未満の場合

（無報酬の兼業）

第14条 職員が無報酬で本務以外の業務に従事する場合の取扱いについては、別に定める愛媛大学職員が無報酬で本務以外の業務に従事する場合等に関する細則による。

（適用除外）

第15条 この規程は、有期契約職員については適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条に規定する職員（承継職員）が、本規程施行日（以下「施行日」という。）以前に施行日以後の期間にかかる許可を得ている兼業については、施行日においてこれを承継するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。